

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（第一条関係）	一
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）	（第二条関係）	一七三
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	（第三条関係）	一七七
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）		一七八
（第四条関係）		一七九
○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）	（附則第十一条関係）	一八〇
○郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）	（附則第十二条関係）	一八一
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）	（附則第十三条関係）	一八一

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（延滞金の免除ができる場合）</p> <p>第六条の二十の三 法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間</p> <p>二 差し押さえた不動産（国税徴収法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該換価執行決定をした法第十三条の三第二項に規定する行政機関等が滞納処分において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間</p> <p>（預貯金者等情報の管理）</p>	<p>（延滞金の免除ができる場合）</p> <p>第六条の二十の三 法第二十条の九の五第二項第三号に掲げる政令で定める場合は、地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合とし、同号に掲げる政令で定める期間は、当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間とする。</p> <p>（預貯金者等情報の管理）</p>

第六條の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六條の二十二の三第一項及び第六條の二十二の七第二項において同じ。）にその預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項等）

第六條の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 及び二 略

三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録

及びこれを記録さ

せ、若しくは印刷させるべき者

四 七 略

第六條の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第七百四十八條に規定する電磁的記録をいう

。にその預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。

（臨検等に係る許可状請求書の記載事項等）

第六條の二十二の三 法第二十二條の四第四項に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 及び二 略

三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六

号及び第六條の二十二の七第二項において同じ。）及びこれを記録さ

せ、若しくは印刷させるべき者

四 七 略

2及び3 略

(恒久的施設の範囲)

第七条の三の二 法第二十三条第一項第十八号イに規定する政令で定める場所は、国内(同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)にある次に掲げる場所とする。

- 一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- 二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所

2 法第二十三条第一項第十八号ロに規定する政令で定めるものは、外国法人(同項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。)の国内にある長期建設工事現場等(外国法人が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。)を行う場所をいい、外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。)とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項及び第五項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項に

2及び3 略

(恒久的施設の範囲)

第七条の三の二 法第二十三条第一項第十八号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫(倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。)
- 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。
一 外国法人(法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者(その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)とする。

において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われな
こととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分
割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当
しないこととする）が当該分割の主たる目的の一つであつたと認めら
れるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて
行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期
間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該
契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間
により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した
ときは、この限りでない。

4 | 外国法人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号
に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する
政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれない
ものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあ
つては、同号の場所における活動の全体）が、当該外国法人の事業の遂
行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする
。

- 一 | 当該外国法人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのため
にのみ施設を使用すること 当該施設
- 二 | 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡し
のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

一 | 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購
入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権
限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国
法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠
くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結
に係る業務を行う者を除く。）

二 | 外国法人のために、顧客の通常要求に應ずる程度の数量の資産を
保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 | 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その
他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に
又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協
議その他の行為のうちの重要な部分をする者

- 三 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所
 - 四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
 - 五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
 - 六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
- 5 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。
- 一 第一項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前項の外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人（国内において当該外国法人に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所
 - イ 当該他の場所（当該他の場所において当該外国法人が行う建設工

事等及び当該活動をする者を含む。)が当該外国法人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行に
つて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人及び
当該外国法人と特殊の関係にある者(国内において当該者に代わつて
活動をする場合における当該活動をする者(イ及び次号イにおいて「
代理人」という。)を含む。以下この項において「関係者」という。

）が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合にお
いて、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該外国法人及び
当該関係者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動(ロ
において「細分化活動」という。))がこれらの者による一体的な業
務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。)における当該事
業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所(当該事業を行う一定の場所において
当該関係者(代理人を除く。以下イにおいて同じ。))が行う建設工
事等及び当該関係者に係る代理人を含む。)が当該関係者の恒久的
施設(当該関係者が内国法人又は個人である場合には、恒久的施設
に相当するもの)に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業
の遂行に
つて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人が当
該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、

当該外国法人に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該関連者が当該他の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所イ 当該他の場所（当該他の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 | 外国法人が長期建設工事現場等を有する場合には、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する外国法人は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の外国法人と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項

各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該外国法人に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体）が、当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該外国法人に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。）のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一 当該外国法人の名において締結される契約

二 当該外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該外国法人による役務の提供のための契約

8 国内において外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある

者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9| 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 略

二 所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子（次号及び第四号並びに次項第二号及び第三号に掲げる利子を除く。） 当該利子の支払の事務

三 略

四 郵便貯金銀行への預金のうち旧通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の利子 当該旧通常郵便貯金の現在高についての情報の管理に関する事

（法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等）

第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 略

二 所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子（次号及び第四号並びに次項第二号及び第二号の二に掲げる利子を除く。） 当該利子の支払の事務

三 略

四 郵便貯金銀行への預金のうち旧通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の利子 当該旧通常郵便貯金の現在高についての情報の管理に関する事

務（利子の計算のためのものを除く。）

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分配（次項第四号に掲げる収益の分配を除く。） 当該収益の分配の支払の事務

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託（次項第五号において「公社債投資信託」という。）の収益の分配（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を除く。次項第五号において同じ。）のうち投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。第十一号及び次項

において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

七 略

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払

務（利子の計算のためのものを除く。）

五 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託の収益の分配（次項第二号の三に掲げる収益の分配を除く。） 当該収益の分配の支払の事務

六 所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託（次項第三号において「公社債投資信託」という。）の収益の分配（租税特別措置法第三条第一項第二号に掲げる収益の分配を除く。次項第三号において同じ。）のうち投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。第十号並びに次項第三号及び第八号

において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該収益の分配の支払の事務

七 略

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは同項第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。）又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払

(同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第七号において同じ。)のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

九 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第十五条第一項の規定による支払(同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。)、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価(同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。)

(又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払(同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項第八号において同じ。))のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

十 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

(同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号若しくは第三号に掲げる給付補填金、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。)のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

九 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第十五条第一項の規定による支払(同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。)、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価(同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。)

(又は同法第七十条第二項ただし書の規定による支払(同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第二号に掲げる給付補てん金、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。次項において同じ。))のうち農水産業協同組合貯金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該対価又は支払の支払の事務

る法律（平成二十八年法律第百一号。以下この条において「休眠預金等活用法」という。）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（休眠預金等活用法第四十五条第一項の規定により休眠預金等活用法第四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第三号若しくは第四号に掲げる給付補填金、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。以下この条において「休眠預金等代替金の支払」という。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該休眠預金等代替金の支払の支払の事務

十一 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等（次項第十二号において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）のうち投資信託委託会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第十二号ロにおいて「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社（次項第十二号ロにおいて「特定目的信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十二〜十五 略

十 法第二十三条第一項第十四号ハに掲げる配当等（次項第八号において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）のうち投資信託委託会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この号において同じ。）（次項第八号ロにおいて「委託者非指図型投資信託の受託信託会社」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託の受託者である信託会社（次項第八号ロにおいて「特定目的信託の受託信託会社」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該配当等の支払の事務

十一〜十四 略

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。）とする。

一 公社債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 略

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において「金融商品取引業者」という。）（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二 郵便貯金銀行への預金のうち郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。第十号ロにおいて同じ。

。において新たな預入の申込みの受付が行われたものの利子 当該銀行代理業の業務を行う日本郵便株式会社

三 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者（当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。）とする。

一 公社債の利子（前項第一号に掲げる利子を除く。） 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 略

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において「金融商品取引業者」という。）（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

二 郵便貯金銀行への預金のうち郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。

。において新たな預入の申込みの受付が行われたものの利子 当該銀行代理業の業務を行う日本郵便株式会社

二の二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年

法律第一百号。第六号及び第十四号において「機構法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第六号及び第十四号において「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第二号において同じ。）の利子 当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

四 略

五 公社債投資信託の収益の分配（前項第六号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 略

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信託委託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関（第十二号ロにおいて「登録金融機関」という。）（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者）

六 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する差益のうち機構法第十八条第一項の規定により機構から業務の委託を受けて郵便保険会社（郵政民営化法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）が管理する旧簡易生命保険契約（郵

法律第一百号。第四号及び第十号において「機構法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第四号及び第十号において「機構」という。）から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金をいう。次項第二号において同じ。）の利子 当該業務の委託を受けた郵便貯金銀行

二の三 略

三 公社債投資信託の収益の分配（前項第六号に掲げる収益の分配を除く。） 次に掲げる公社債投資信託の収益の分配の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 略

ロ イの公社債投資信託以外の公社債投資信託の収益の分配 投資信託委託会社から委託を受けて当該収益の分配の支払をする金融商品取引業者又は金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関（第八号ロにおいて「登録金融機関」という。）（当該収益の分配の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあっては、当該金融機関又は金融商品取引業者）

四 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する差益のうち機構法第十八条第一項の規定により機構から業務の委託を受けて郵便保険会社（郵政民営化法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第十号において同じ。）が管理する旧簡易生命保険契約（郵

政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。第十四号及び次項第三号において同じ。）に係るもの 当該業務の委託を受けた郵便保険会社
七及び八 略

九 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により金融機関（郵便貯金銀行を除く。）が預金保険機構から同項に規定する支払等業務（以下この項及び次項第四号において「支払等業務」という。）の委託を受けた休眠預金等代替金の支払 当該支払等業務の委託を受けた金融機関
十 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により郵便貯金銀行が預金保険機構から支払等業務の委託を受けた休眠預金等代替金の支払 次に掲げる休眠預金等代替金の支払の区分に応じ、それぞれ次に定める者
イ 郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金又は旧通常郵便貯金に係る休眠預金等代替金の支払 郵便貯金銀行

ロ 郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係る休眠預金等代替金の支払 日本郵便株式会社
十一 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外一般公社債等の利子等（以下この号において「国外一般公社債等の利子等」という。）次に掲げる国外一般公社債等の利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ及びロ 略

十二 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（前項第

政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。以下この条
五及び六 略

七 法第二十三条第一項第十四号ロに掲げる国外一般公社債等の利子等（以下この号において「国外一般公社債等の利子等」という。）次に掲げる国外一般公社債等の利子等の区分に応じ、次に定める者とする。

イ及びロ 略

八 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（前項第

十一号に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 略

ロ イの私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等以外の私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等 投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社又は特定目的信託の受託信託会社から委託を受けて当該配当等の支払をする金融商品取引業者又は登録金融機関(当該配当等の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者)

十三 法第二十三条第一項第十四号二に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(以下この号において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。) 次に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ及びロ 略

十四 略

3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 略

二 前項第三号 に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の現在高についての情報の管理に関する事務(利子の計算のためのもの

十号)に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。) 次に掲げる私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の区分に応じ、 次々に定める者とする。

イ 略

ロ イの私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等以外の私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等 投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社又は特定目的信託の受託信託会社から委託を受けて当該配当等の支払をする金融商品取引業者又は登録金融機関(当該配当等の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合には、当該金融機関又は金融商品取引業者)

九 法第二十三条第一項第十四号二に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(以下この号において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。) 次に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等の区分に応じ、 次々に定める者とする。

イ及びロ 略

十 略

3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

一 略

二 前項第二号の二に掲げる利子 当該利子に係る旧積立郵便貯金等の現在高についての情報の管理に関する事務(利子の計算のためのもの

を除く。)

三 前項第六号及び第十四号に掲げる差益 当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

四 前項第九号に掲げる休眠預金等代替金の支払 当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務に関する事務

五 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係るものに限る。） 当該受付の事務

六 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（旧通常郵便貯金に係るものに限る。） 当該旧通常郵便貯金に係る休眠預金等活用法第九条第二号に掲げる情報の保管に関する事務（休眠預金等代替金の支払の計算のためのものを除く。）

七 前項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払 当該休眠預金等代替金の支払に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

八 前各号に掲げる利子等以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の事務

4
略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の十四 法第三十四条第八項第六号ロに規定する政令で定め

を除く。)

三 前項第四号及び第十号に掲げる差益 当該差益に係る旧簡易生命保険契約に基づく保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の請求の受付の事務を行う営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）を当該営業所等の所在する地域において統轄する事務

四 前三号に掲げる利子以外の利子等 利子等の支払の請求の受付の

事務

4
略

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の十四 法第三十四条第八項第六号ロに規定する政令で定め

る共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 略

二 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十七条第一

項第六号又は第百六十三条第二項の事業を行う農業共済組合又は農業共済組合連合会の締結した火災共済その他建物を共済の目的とする共済に係る契約

三 略

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した

る共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 略

二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十三条第一

項第七号又は第百三十二条の二第一項の事業を行う農業共済組合又は農業共済組合連合会の締結した火災共済その他建物を共済の目的とする共済に係る契約

三 略

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した

額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。
- 二 前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち)に租税特別措置法

第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四

額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。
- 二 前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税割額のうち)に租税特別措置法

第四十二條の五第五項、第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四

第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 6 略

7 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法」第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と、前項中「の前事業年度（連結事業

第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 6 略

7 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法」第四十二条の五第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と、前項中「の前事業年度（連結事業

年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始の日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、同項に規定する連結法人（以下この条及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法

年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始の日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「予定申告に係る基準額」という。）は、同項に規定する連結法人（以下この条及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十

第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の十五の五第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)
に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八條の十二において同じ。))に記載すべき同法第七十四條第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年

八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の十五の五第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)
に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八條の十二において同じ。))に記載すべき同法第七十四條第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年

度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法

第六十八条の十一

第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3
5
略

度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五

項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一

第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第

六十八條の十五の五第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3
5
略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める
ところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法
第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める
ところにより計算した金額)

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第

九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の
特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め

る額は、租税特別措置法

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の
特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

令で定める額は、租税特別措置法

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
4
略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算

九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の
特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め

る額は、租税特別措置法

第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の
特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

令で定める額は、租税特別措置法

第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
4
略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算

定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法 第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第九条の六の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数(当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除し

定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法 第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

て得た数)に按分して計算した額とする。

- 2| 法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第五十三条第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第五十三条第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

- 第九条の六の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十五項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又

は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の次条第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）
（一）控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（外国の法人税等の額の控除）

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 法第五十三条第二十六項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「国税の控除限度額」という。）及び第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との

第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額に第五項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。）及び第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との

間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四十四条の二の規定並びに地方税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十六項及び第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十六項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは

間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四十四条の二の規定並びに地方税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは

、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十六項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六

十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 の

課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定によ

り当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）

又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同

じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応す

るものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する

、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項 の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該特定

外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち 同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額（ 同法第六

十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

ものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項 の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する

外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課税対象金額（同法第六十八條の九十一第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該外国関係会社 の 個別課税対象金額とみなされるものを含む。）を、個別部分課税対象金額（同法第六十八條の九十一第二項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十八條の九十一第二項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八條の九十一第一項の規定の例により計算した金額

三 租税特別措置法第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六條の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六條の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六條の九の三第二項の規定によ

特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八條の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち

同法第六十八條の九十一第一項に規定する個別課税対象金額（

一 第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

ものとして同法第六十八條の九十一第一項の規定の例により計算した金額

三 租税特別措置法第六十六條の九の二第一項 の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六條の九の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち

同法第六十六條の九の二第一項に規定する課税対象金額（

同法第六十六條の九の三第二項の規定によ

り当該外国関係法人の

課税対象金額とみなされ

るものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）

（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の

個別課税対象金額とみなされるものを含む。）、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融関係法人部分課税対象金額

り当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

ものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

(同法第六十八條の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。) (同法第六十八條の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。) に対応するものとして同法第六十八條の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第五十三條第二十六項に規定する地方法人税法第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百二十二條の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三條第二十六項に規定する地方法人税法第十二條第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五條の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第五十三條第二十六項に規定する地方法人税法第十二條第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第五百五十五條の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

7 法第五十三條第二十六項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九條第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四百四十四條の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一條の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額(以下この項及び第四十八條の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗

ものとして同法第六十八條の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4 法第五十三條第二十四項に規定する地方法人税法第十二條第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百二十二條の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三條第二十四項に規定する地方法人税法第十二條第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第九十五條の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 法第五十三條第二十四項に規定する地方法人税法第十二條第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第五百五十五條の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

7 法第五十三條第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税法第六十九條第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四百四十四條の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一條の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額(以下この項及び第四十八條の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗

じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第八項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の四において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十六項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第一百五十五条の三十二第二項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第一百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この項及び第

じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該關係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

8 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第八項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第一百五十五条の三十二第二項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第一百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この項及び第

四十八条の十三第九項において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十六項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三第九項において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

四十八条の十三第九項において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三第九項において「道府県民税の控除余裕額」という。）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この項及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

19 第五十三條第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九條の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四條の二の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一條の十五の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一條第一項、第七十四條第一項、第四百四十四條の三第一項若しくは第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一條の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二條第十六號に規定する連結申告法人に限る。）（以下この條において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一條第一號イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この條において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

19 第五十三條第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九條の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四條の二の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一條の十五の規定により同條第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一條第一項、第七十四條第一項、第四百四十四條の三第一項若しくは第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一條の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二條第十六號に規定する連結申告法人に限る。）（以下この條において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三條第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一條第一號イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この條において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

29 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三
 条第二十六項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき
 外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除すること
 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業
 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規
 定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除
 限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当
 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年
 度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗
 じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とす
 る。

30 法第五十三条第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除に関
 する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規
 定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書
 （二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに
 あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に
 提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に
 関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項
 、第八項又は第二十項の規定については、当該申告書又は更正請求書を
 提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度
 又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金
 額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告

29 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三
 条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき
 外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除すること
 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業
 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規
 定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除
 限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、当
 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年
 度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗
 じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とす
 る。

30 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関
 する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規
 定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書
 （二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものに
 あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に
 提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に
 関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項
 、第八項又は第二十項の規定については、当該申告書又は更正請求書を
 提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度
 又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金
 額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告

書又は更正請求書を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八 法第五十三条第三十三項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の二 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定により更正した道府県民税額(以下この項において「更正後道府県民税額」という。)が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十三項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された

書又は更正請求書を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八 法第五十三条第三十一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の二 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正した道府県民税額(以下この項において「更正後道府県民税額」という。)が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十一項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された

延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に
対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額
の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間
納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第
二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十四項の 仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の三 法第五十三条第三十四項に規定する仮装経理法人税割額
がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該
仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には
、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとす
る。

2 略

(法第五十三条第三十四項の 仮装経理法人税割額を還付する場
合の還付加算金の計算)

第九条の八の四 道府県知事は、法第五十三条第三十四項に規定する仮装
経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申
告書の同項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の道府県民税の
確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があ

延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に
対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額
の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間
納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第
二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の三 法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額
がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該
仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には
、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとす
る。

2 略

(法第五十三条第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場
合の還付加算金の計算)

第九条の八の四 道府県知事は、法第五十三条第三十二項に規定する仮装
経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申
告書の同項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の道府県民税の
確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があ

つた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第三十五項第三号) 政令で定める事実)

第九条の八の五 法第五十三条第三十五項第三号に規定する政令で定める
事実は、次に掲げる事実とする。
一 三 略

(法第五十三条第三十七項) 仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の六 法第五十三条第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

つた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について 準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の五 法第五十三条第三十三項第三号に規定する政令で定める
事実は、次に掲げる事実とする。
一 三 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の六 法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

(法第五十三条第三十七項の 仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の九 道府県知事は、法第五十三条第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十五項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九條の九の二 法第五十三条第三十八項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九條の九 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十三項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について 準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九條の九の二 法第五十三条第三十六項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三

道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百二十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、これらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には、当該決定をした日）又は法第五十三条第二十九項（同条第三

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三

道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）において、みなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百二十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあっては、これらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあっては、当該決定をした日）又は法第五十三条第二十七項（同条第二

十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、これらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には、当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十八項又は第二十九項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては、これらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては、当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十六項又は第二十七項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

第九條の十の二 第九條の九の六第一項から第三項までの規定は、法第六十五條第二項及び第五項において準用する法第五十六條第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五條第三項及び第六項において準用する法第六十四條第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(恒久的施設の範囲)

第十條 法第七十二條第五号イに規定する政令で定める場所は、国内(同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。)にある次に掲げる場所とする。

- 一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- 二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所

2 法第七十二條第五号ロに規定する政令で定めるものは、外国法人等(外国法人(同号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。))又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。)の国内にある長期建設工事現場等(外国法人等が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。))を行う場所をいい、外国法人等

(恒久的施設の範囲)

第十條 法第七十二條第五号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫(倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。)
- 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

- 一 外国法人等(外国法人(法第七十二條第五号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。))又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- 二 外国法人等がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

の国内における長期建設工事等を含む。同項において同じ。）とする。

- 3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第五項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われな
いこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

- 4 外国法人等の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定す

三 外国法人等が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他の事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

- 3 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一 外国法人等のために、その事業に関し契約（その外国法人等が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人等の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人等のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二 外国法人等のために、顧客の通常要求に應ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（その親族その他その個人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

る政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体）が、当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一 当該外国法人等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためのみ施設を使用すること 当該施設

二 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

三 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせる活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

5 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一 第一項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前

項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人等（国内において当該外国法人等に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外の場所（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該外国法人等が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。）が当該外国法人等の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人等及び当該外国法人等と特殊の関係にある者（国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者（イ及び次号イにおいて「代理人」という。）を含む。以下この項において「関係者」という。）が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等及び当該関係者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における

当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所（当該事業を行う一定の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該外国法人等に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該関連者が当該他の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 外国法人等が長期建設工事現場等を有する場合には、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する外国法人等は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の外国法人等と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人等に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人等により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該外国法人等に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体）が、当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該外国法人等に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人等が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動

とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。)のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。)とする。

一 当該外国法人等の名において締結される契約

二 当該外国法人等が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該外国法人等による役務の提供のための契約

8 国内において外国法人等に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二 略

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二 略

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で

棚卸資産等に係るもの（当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この節において同じ）の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）とする。

（法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等）

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第五号に掲げる資産を含む。）

四 法人が各事業年度において確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第一項に規定する個人型年金加入者のために支出する同項の掛金

五 略

2 略

棚卸資産等に係るもの（当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二十条の二の十五第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ）の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）とする。

（法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等）

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第四号に掲げる資産を含む。）

四 略

2 略

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）の計算の例により算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（同法第四百二十二条第二項の規定により同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2及び3 略

第二十一条の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（以下この条において「ガス製造事業者」

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）。の計算の例により算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（同法第四百二十二条第二項の規定により同法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2及び3 略

という。)又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。)である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの(以下この条において「特定ガス供給業」という。)を行つていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例)

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例)

第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定により

連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により 連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別

第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて

連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準とすべき 所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準とすべき 所得の算定については、当該所得税額及び復興特別

所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定により 外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

- 一 略
 - 二 有価証券の売却による収入金額
 - 三 不用品の売却による収入金額
- 四 略

所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準とすべき 所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

- 一 略
 - 二 有価証券の売却に因る収入金額
 - 三 不用品の売却に因る収入金額
- 四 略

五 電気供給業又はガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。）を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により 便益を受ける者から収納する金額

六 電気供給業又はガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合における当該供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

七 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十六条の賦課金

八 ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合（第六号に該当する場合を除く。）における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

九 ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とを併せて 行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

十 前各号に掲げる収入金額に類するものとして総務大臣が指定したものの

（法第七十二条の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

五 電気供給業又はガス供給業

を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設によつて便益を受ける者から収納する金額

六 電気供給業又はガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合の 当該供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

七 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条の賦課金

八 ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合（第六号に該当する場合を除く。）の 当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

九 ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業とをあわせて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

十 前各号 に類する収入金額で総務大臣が指定したものの

（法第七十二条の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の四の二 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第四項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理由又は
連結所得の金額の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

（法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの規定は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		略	
		同条第一項又は法	法第七十二条の二十五第一項、
若しくは	又は		
まで			から四十五日内

第二十四条の四の二 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第四項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

（法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの規定は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		略	
		同条第一項又は法	法第七十二条の二十五第一項、
若しくは	又は		
まで			から四十五日内

2及び3 略

略	又は法第七十二条の二十五 第三項の特別の事情の内容	若しくは法第七十二条の二 十五第五項の特別の事情の 内容又は	連結 所得の金額の計算を了する ことができない理由

(法第七十二条の二十五第六項又は第七項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の五 略

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は連結所得の金額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

2及び3 略

略	又は法第七十二条の二十五 第三項の特別の事情の内容	若しくは法第七十二条の二 十五第五項の特別の事情の 内容又は法人税法第二条第 十八号の四に規定する連結 所得の金額の計算を了する ことができない理由

(法第七十二条の二十五第六項又は第七項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の五 略

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第五項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

て政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項及び第五項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次項において同じ。)の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別

措置法 第四十二条の六第五項、第四十二条の

九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰

開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別

措置法 第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の

九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰

属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法

第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 5 略

（法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一

属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八

条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 5 略

（法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度の前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一

項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法

第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の三 略

2 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の三十三の二第一項に規定する修正申告書（以下この条及び第三十三条の四において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 略

二及び三 略

3 略

項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の三 略

2 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第七十二条の三十三の二第一項に規定する修正申告書（以下この条及び次条において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ 略

二及び三 略

3 略

(法人の事業税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算)

第三十三条の三の二 第三十三条の二第一項から第三項までの規定は、法第七十二条の四十五の二第二項において準用する法第七十二条の四十四第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第七十二条の四十五の二第三項において準用する法第七十二条の四十五第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 道府県のサービス業対個人事業収入額(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計

でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。次項第一号及び第二号において同じ。)

二 略

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。

一 道府県のサービス業対個人事業収入額(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計(第三号において「基幹統計」という。)でサービス業に係るものの最近に公表された結果に

基づき総務省令で定める額をいう。次項 において同じ。)

二 略

三 基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による道府県の従業者数

2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 略

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額

を前

項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

- 一 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業又は 同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号若しくは第十三号に掲げる事業の用に供する不動産
- 二 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する不動産
- 三 社会福祉法人又は 前項第一号若しくは第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（次号において「総額の合算額」という。）の三十分の七に相当する額を前項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額

三 総額の合算額の三十分の三に相当する額を前項第三号の従業者数で按分して得られる当該道府県の額

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

- 一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号 に掲げる事業並びに同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号 に掲げる事業の用に供する不動産
- 二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する不動産
- 三 社会福祉法人並びに前項第一号及び 第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業又は同項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人又は前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業若しくは身体障害者の更生相談に応ずる事業又は同項第六号若しくは第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業並びに同項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第五号の不動産)

第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設、同條第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第七十三条の四第一項第十一号の不動産)

第三十七条の二の四 略

2 法第七十三条の四第一項第十一号に規定する機構が機構法第十一条第一項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第十三号 若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるものは、同項第一号 から第三号までの規定による住宅の敷地の整備若しくは住宅の用に供する宅地の造成又は同項第十三号 若しくは第十六号の規定による賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋とする。

(法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等)

第三十七条の五 略

(法第七十三条の四第一項第五号の不動産)

第三十七条 法第七十三条の四第一項第五号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、医療施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設、同條第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第七十三条の四第一項第十一号の不動産)

第三十七条の二の四 略

2 法第七十三条の四第一項第十一号に規定する機構が機構法第十一条第一項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第十三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるものは、同項第一号から第三号までの規定による住宅の敷地の整備若しくは住宅の用に供する宅地の造成又は同項第十三号若しくは第十六号の規定による賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋とする。

(法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等)

第三十七条の五 略

2 略

3 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十四条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、同項に規定する特定高度技術産学連携地域において同号に規定する工場又は同号に規定する事業場の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行う業務とする。

（法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産）

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立

研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）以下この条において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号

）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。
一及び二 略

（法第七十三条の二十四第五項の政令で定める場合）

第三十九条の三の二 法第七十三条の二十四第五項に規定する政令で定め

2 略

3 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、同項に規定する特定高度技術産学連携地域において同号に規定する工場又は同号に規定する事業場の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行う業務とする。

（法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産）

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立

研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号

から第四号まで又は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。
一及び二 略

（法第七十三条の二十四第四項の政令で定める場合）

第三十九条の三の二 法第七十三条の二十四第四項に規定する政令で定め

る場合は、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合とする。

(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第三十九条の八 法第七十三条の二第十一項に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより同項に規定する仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	
第七十三条の二 第十四第三項	額に当該土地
第七十三条の二 第十四第三項第一 号	の上
第七十三条の二 第十四第四項及び	土地に
略	
第七十三条の二 第十四第三項第一 号	額に当該土地に対応する仮換地等
第七十三条の二 第十四第三項第一 号	の上
第七十三条の二 第十四第四項及び	土地に対応する仮換地等に

る場合は、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合とする。

(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第三十九条の八 法第七十三条の二第十一項に規定する土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより同項に規定する仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等である土地に対応する従前の土地の取得について法第七十三条の十五の二、第七十三条の二十四又は第七十三条の二十八の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	
第七十三条の二 第十四第三項及び	土地に
第七十三条の二 第十四第三項及び	土地に対応する仮換地等に

第五項

略

第二章 道府県の普通税

第五節 道府県たばこ税

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)

第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三条第一項に規定する会社(第三号において「会社」という。)
- 二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者
- 三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に

第四項

略

第二章 道府県の普通税

第五節 道府県たばこ税

(製造たばこの重量)の本数への換算方法)

第三十九条の九 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の

掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの区分ごとに合計し得た重量を法第七十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2| 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3| 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4| 法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

計算は、法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費その他の処分に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2| 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

5 法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の三 第七条の三の二第一項、第四項、第五項及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の二第一項中「同号ただし書」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第十四号ただし書」と読み替えるものとする。

2 第七条の三の二第二項から第六項まで及び第九項の規定は、法第二百

(恒久的施設の範囲)

第四十六条の二の三 第七条の三の二第一項及び第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」とあるのは、「第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

九十二条第一項第十四号ロに規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三の二第二項中「同項第三号ロ」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

3| 第七条の三の二第七項から第九項までの規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者について準用する。

(法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八条の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八条の十三第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割

2| 第七条の三の二第三項 の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者について準用する。

合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数)に按分して計算した額とする。

2) 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(法第三百二十一条の八第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除)

第四十八条の十二の三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十五項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額(同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同条第二十五項に規定する個別控除対

象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について次条第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、法第三百二十一条の八第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する外国の法人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十六項及び第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた額を超える部分の額(以下この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるもの

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項から第三項までの規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額(以下この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるもの

とした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三
百二十一条の八第二十六項の規定の適用については、当該事業年度又は
連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をい
う。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当すると
きは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十六項の規
定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の
適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外
国関係会社 の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十
九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。
）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国
関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるも
のを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の六第一項に規
定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六
十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 の
課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金
額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。
以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定によ
り当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）
又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規
定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同
じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の

とした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三
百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は
連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をい
う。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当すると
きは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規
定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項 の規定の
適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する特
定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十
九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。
）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該特定
外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるも
のを含む。）のうち 同法第六十六条の六第一項に規
定する課税対象金額（ 同法第六
十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に
規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

- 二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社 の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち、個別課税対象金額(同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社 の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は個別金融子会社等部分課税対象金額(同法第六十八条の九十一第二項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額
- 三 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国

ものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

- 二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項 の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち 同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額(同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額
- 三 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項 の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項 に規定する特定

関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、課税対象金額（同法第六十六条の九の第二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該外国関係法人の

課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の第二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）

（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の第二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の九の第三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用がある場合 当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の第三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち、個別課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の第三第二項の規定により当該外国関係法人の

外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち

同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額（同法第六十六条の九の第三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する

ものとして同法第六十六条の九の第三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の第三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち

同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額（同法第六十八条の九十三の第三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定す

個別課税対象金額とみなされるものを含む。)、個別部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。)又は個別金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

- 4 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百二十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。
- 5 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。
- 6 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する地方税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。
- 7 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する法第五十三条第二十六項の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

る個別課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応する

ものとして同法第六十八条の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

- 4 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百二十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。
- 5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方税法第十二条第三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百九十五条の二に規定する地方法人税の控除限度額とする。
- 6 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。
- 7 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する法第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

8 法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の九・七を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

9 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度の

8 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、法人税の控除限度額に百分の九・七を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

9 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度の

ものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

10
19 略

20 法第三百二十一条の八第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結

ものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

10
19 略

20 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七に規定する連結

子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

22
29 略

30 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十六項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分

子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

22
29 略

30 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分

して計算した額とする。

31 法第三百二十一条の八第二十六項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第九項又は第二十一項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十三項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

して計算した額とする。

31 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合（第二項、第九項又は第二十一項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十三項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第三百二十一条の八第三十四項の)

仮装経理法人税割額の充

(仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十一項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額の充

当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する仮装
経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があ
るときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額
がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充
当するものとする。

2
略

（法第三百二十一条の八第三十四項の 仮装経理法人税割額を還
付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十四項に
規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村
民税の確定申告書（同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をい
う。以下この項において同じ。）の同条第三十四項に規定する提出期限
（当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合
にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とす
る。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定によ
る充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある
ときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合
を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなけ
ればならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による
期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規

当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装
経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があ
るときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額
がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充
当するものとする。

2
略

（法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還
付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十二項に
規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村
民税の確定申告書（同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をい
う。以下この項において同じ。）の同条第三十二項に規定する提出期限
（当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合
にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とす
る。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定によ
る充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある
ときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合
を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなけ
ればならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による
期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規

定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三十五項第三号の 政令で定める事実

）
第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十五項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

（法第三百二十一条の八第三十七項の 仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十七項の 仮装経理法人税割額を還
付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十七項に

定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について 準用
する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実

）
第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

（法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還
付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十五項に

規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十五項

の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第三十八項の規定により控除し

きれなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十三

項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について、準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第三十六項の規定により控除し

きれなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十八項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、これらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には、当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第二十九項（同条第三十項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）において、みなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業

年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には、これらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には、当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

（法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第四十八条の十六の三 第四十八条の十五の五第一項から第三項までの規

定は、法第三百二十七条第二項及び第五項において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項及び第六項において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算に

年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあってはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあっては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあっては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による租税条約の実施に係る控除不足額に加算すべき金額について、それぞれ準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「租税条約の実施に係る控除不足額」と読み替えるものとする。

ついで準用する。

(法第三百四十八條第二項第二号の五の市街地の区域等)

第四十九條の五 略

2 略

3 法第三百四十八條第二項第二号の五に規定する公共の用に供する飛行場の区域の周辺の区域のうち政令で定める区域は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十條の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。

4 法第三百四十八條第二項第二号の五に規定するトンネルで政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるトンネルの区分に応じ、同表の下欄に定めるトンネルとする。

<p>一 昭和六十二年四月一日以後に建設されたトンネル（第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一項に規定する市街地の区域（ 令で定めるものを除く。）又は第二項に規定する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち前項に規定する区域に存するトンネル</p> <p style="text-align: right;">総務省</p>
<p>二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設され</p>	<p>昭和六十二年三月三十一日において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金</p>

(法第三百四十八條第二項第二号の五の市街地の区域等)

第四十九條の五 略

2 略

3 法第三百四十八條第二項第二号の五に規定する
政令で定める区域は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十條の規定により告示された進入表面、転移表面又は水平表面の投影面の区域とする。

4 法第三百四十八條第二項第二号の五に規定するトンネルで政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるトンネルの区分に応じ、同表の下欄に定めるトンネルとする。

<p>一 昭和六十二年四月一日以後に建設されたトンネル</p>	<p>千葉市の区域、東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で総務省令で定めるもの 又は第二項に規定する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち前項に規定する区域に存するトンネル</p>
<p>二 昭和六十二年三月三十一日以前に建設され</p>	<p>昭和六十二年三月三十一日において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金</p>

<p>三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限る。）</p>	<p>たトンネル（次号に掲げるものを除く。）</p>
<p>三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限る。）</p>	<p>及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この号において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次条及び第四十九条の七において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第二号の五若しくは第二十七号又は国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。次条及び第四十九条の七において「旧交納付金法」という。）第二条第六項の規定の適用があつたトンネル</p> <p>平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル</p>

<p>たトンネル</p>	<p>及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下本号において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次条及び第四十九条の七において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第二号の五若しくは第二十七号又は国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。次条及び第四十九条の七において「旧交納付金法」という。）第二条第六項の規定の適用があつたトンネル</p>
--------------	---

(法第三百四十八條第二項第十号の七の政令で定める者等)
第四十九條の十五 略

2 法第三百四十八條第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業又は 同條第三項第一号、第三号、第八号、第十一号若しくは第十三号に掲げる事業の用に供する固定資産
- 二 社会福祉法人又は 前項第一号若しくは第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二條第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの
- 三 社会福祉法人又は前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二條第三項第五号に掲げる盲導犬訓練施設を經營する事業の用に供する固定資産

(法第三百四十八條第二項第十号の七の政令で定める者等)
第四十九條の十五 略

2 法第三百四十八條第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- 一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号 に掲げる事業並びに同條第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号 に掲げる事業の用に供する固定資産
- 二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号 に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二條第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの
- 三 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令第八條第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二條第三項第五号に掲げる盲導犬訓練施設を經營する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二條第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを經營する事業並びに同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を經營する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

五 社会福祉法人又は前項第一号若しくは第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを営営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業又は同項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人又は前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

七 社会福祉法人又は前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

八 社会福祉法人又は前項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事

五 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第十号

掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

七 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

九 社会福祉法人並びに前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事

業の用に供する固定資産

九| 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に应ずる事業若しくは同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に应ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業若しくは地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業若しくは手話通訳事業若しくは同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十一号の固定資産）

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担と

業の用に供する固定資産

十| 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に应ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に应ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に应ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十一号の固定資産）

第五十条 法第三百四十八条第二項第十一号に規定する日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、事務所、医療施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、救護員養成施設若しくは救護用物品貯蔵施設又は採血、血液製剤の製造その他の血液事業の用に供する施設の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担と

して支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(次号において「機構」という。)が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下この条及び第五十二条の十の六において「機構法」という。)第十四条第一項第一号に規定する業務(農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法(次号及び第五十二条の十の六において「旧農業機械化促進法」という。))第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。)又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資

して支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第六号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで又は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

2 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号。以下この項において「

産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- イ 事務所の用に供する固定資産
- ロ 宿舍の用に供する固定資産

二 機構が直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）のうち、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号。以下この号において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構（以下この号において「旧推進機構」という。）から承継した家屋及び償却資産（旧推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の農業機械化研究所から承継したものに限る。）

（法第三百四十九条の三第三項の法人等）

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める法人は、ガス事業法

第二條第六項の一般ガス導管事業者を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、機構法改正法附則第四条の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二条の規定により同条の規定による廃止前の農業機械化研究所から承継した家屋及び償却資産とする。

（法第三百四十九条の三第三項の法人等）

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める法人は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二條第六項の一般

ガス導管事業者を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

(法第三百四十九条の三第二十二項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構
法第十四条第一項第一号に規定する業務(旧農業機械化促進法第十六条
第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。)の用に供する土
地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げる
もの以外のものとする。
一及び二 略

(法第四百六十六条の二の政令で定める者)

第五十三条 法第四百六十六条の二に規定する政令で定める者は、第三十
九条の九各号に掲げる者とする。

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第五十三条の二 法第四百六十七条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ
の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げ
る方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に

(法第三百四十九条の三第二十二項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研
究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業
機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務
の用に供する土
地で政令で定めるものは、当該業務の用に供する土地のうち次に掲げる
もの以外のものとする。
一及び二 略

(製造たばこの重量の本数への換算方法)

第五十三条 第三十九条の九の規定は、法第四百六十七条第二項の表の上
欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算について準用
する。この場合において、第三十九条の九第一項中「法第七十四条の二
第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費その他の処分」と
あるのは、「法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し
若しくは消費その他の処分」と読み替えるものとする。

換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第四百六十七条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第四百六十七条第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第四百六十七条第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係

る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6| 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七条第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7| 法第四百六十七条第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第五十三条の二の二 略

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の二の三 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定め

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第五十三条の二 略

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の二の二 略

(法第五百八十六条第二項第七号の法人等)

第五十四条の十八 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定め

る法人は、次に掲げる法人とする。

一 四 略

五 農業共済組合又は農業共済組合連合会（農業保険法第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）

六 及び七 略

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 及び二 略

三 前項第五号に掲げる法人 農業保険法第二百二十七条又は第三百三十一
条第一項（これらの規定を同法第一百七十二条 において準用する
場合を含む。）の規定による損害防止又は損害の額の認定のため必要
な施設

四 略

（法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等）

第五十六条の二十六 略

2 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護医療院で政令で定
めるものは、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院のうち
医療法人が開設するものとする。

3 略

（法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する
施設）

る法人は、次に掲げる法人とする。

一 四 略

五 農業共済組合又は農業共済組合連合会

六 及び七 略

2 法第五百八十六条第二項第七号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 及び二 略

三 前項第五号に掲げる法人 農業災害補償法第九十六条又は第九十八
条の二（これらの規定を同法第三十二条第一項において準用する
場合を含む。）の規定による損害防止又は損害の額の認定のため必要
な施設

四 略

（法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等）

第五十六条の二十六 略

2 略

（法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する
施設）

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号若しくは第七号に掲げる事業、同条第三項第一号若しくは第一号の二に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事業又は 同項第四号の二から第六号まで若しくは第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百一条の四十一第二項の事業所等)

第五十六条の六十八 略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十七条第二項に規定する対象障害者

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号及び第一号の二に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び 複合型サービス福祉事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び 第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百一条の四十一第二項の事業所等)

第五十六条の六十八 略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

一 心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に

をいう

二及び三 略

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十八万円とする。

2及び3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イから

規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者をいう

二及び三 略

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、五十四万円とする。

2及び3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。)の数の合計数に四十九万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イから

ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ及びロ 略

四 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じ

ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。）十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に四十九万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。）十分の二

三 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ及びロ 略

四 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じ

て得た額の減額を行うことができること。

イ及びロ 略

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)

の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項及び第四十八条の十三第三十項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第四十八条の十中「市町村民税」又は

「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのはそれぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十六項及び第三百二十一条の八第二十六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十六項」と、同条第八項中「百分の九・七」とあるのは「百分の

て得た額の減額を行うことができること。

イ及びロ 略

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号

の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定

及び第四十八条の十三第三十項を除く。)の規定

を準用する。この場合において、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのはそれぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第八項中「百分の九・七」とあるのは「百分の

十二・九」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の數に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができるとあるのは」とすることができるとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第九項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち同条第二十六項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項中「市町

十二・九」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の數に按分して計算した額に当該關係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができるとあるのは」とすることができるとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第九項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項中「市町

村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七条の二の四まで及び第五十七条の四において同じ。）又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第二百二十一条の八第二十四項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十七条の二三 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第二百二十一条の八第二十五項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十五項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税

の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一条の八第二十五項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十七条の二の四 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十六項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度
又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合
当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額
- 二 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合
次に掲げる額の合計額
- イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に相当

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七条の四において同じ。）又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合
当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額
- 二 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合
次に掲げる額の合計額
- イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に相当

する外国の法人税等の額から法第五十三条第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

（法人の都民税に関する分割明細書）

第五十七条の二の五 特別区の区域内及び都以外の道府県の区域内にその事務所又は事業所を有する法人（特別区の区域以外の都の区域内にその事務所又は事業所を有する法人及び特別区の区域内にその主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。）は、法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八（第一項後段）及び第三項を除く。
（及び第三百二十一条の十三の規定により法人の都民税を申告納付する場合には、当該都民税に係る申告書に同条第一項後段に規定する課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。）

（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただ

する外国の法人税等の額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

（法人の都民税に関する分割明細書）

第五十七条の二の三 特別区の区域内及び都以外の道府県の区域内にその事務所又は事業所を有する法人（特別区の区域以外の都の区域内にその事務所又は事業所を有する法人及び特別区の区域内にその主たる事務所又は事業所を有する法人を除く。）は、法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八（同条第一項後段及び第三項を除く。）、及び第三百二十一条の十三の規定によつて法人の都民税を申告納付する場合には、当該都民税に係る申告書に同条第一項後段に規定する課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。）

（法第七百五十七条第一号の政令で定める規定）

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第二項（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただ

し書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の第二項、第十二条の二の三、第十二条の二の五、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第三十条の二から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の割合を法附則第三条の二第二項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。

し書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の第二項、第十二条の二の三、第十二条の二の五、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十一から第二十九条の八まで、第三十条の二から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。

ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百四十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 特例期間内にその申告基準日の到来する道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金

ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二十五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百四十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 特例期間内にその申告基準日の到来する道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金

の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における前項に規定する商業手形の基準割引率のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合）とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年

の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における前項に規定する商業手形の基準割引率のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合）とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年

法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。) 附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号) 附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号(附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法によ

法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百四十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。) 附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号) 附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 附則第十四条第二項

及び第三項の規定によりその例によることとされる同法によ

る改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするとする。

第八条の六第一項及び第七項、第八条の第十三第一項、第八条の十七	第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算	第六十二条の三第一項若しくは第九項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同
---------------------------------	-------------------------------------	---

る改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八条の六第一項及び第七項、第八条の第十三第一項、第八条の十七	第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算	第六十二条の三第一項若しくは第九項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同
---------------------------------	-------------------------------------	---

<p>第一項、第八 条の二十第一 項並びに第八 条の二十三第 一項</p>	<p>された金額</p>	<p>法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七</p>
<p>第一項、第八 条の二十第一 項並びに第八 条の二十三第 一項</p>	<p>された金額</p>	<p>法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）、第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七</p>

項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号

項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号

）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定

）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定

による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第三項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によるこ

による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によるこ

ととされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九

ととされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九

	<p>第八條の六第二項第一号</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三條第一項の規定により加算された金額</p>	<p>号) 附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第十一項の規定により加算された金額(同條第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。)</p>
	<p>第八條の六第二項第一号</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項を含む。)、第六十三條第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 附則第十四條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第十一項の規定により加算された金額(同條第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。)</p>
	<p>第八條の六第二項第一号</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三條第一項の規定により加算された金額</p>	<p>号) 附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第十一項の規定により加算された金額(同條第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。)</p>
	<p>第八條の六第二項第一号</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第九項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第十一項の規定により加算された金額(同條第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。)</p>

条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例

条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例

力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有す

力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有す

ることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりそ

ることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりそ

(法人の事業税の課税標準の特例)

略	
	の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額(同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る)。

(法人の事業税の課税標準の特例)

略	
	の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額(同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る)。

第六条の二 略

2 略

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定するガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第四項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

4 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二

二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 略

6 法附則第九条第十八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項の規定により法附則第九条第十八項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する

第六条の二 略

2 略

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、ガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第四項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

4 法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二

二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5 略

6 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項の規定により法附則第九条第十九項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する

使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九条第二十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

8 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

（譲渡割に係る納付委託適状）

第六条の七 法附則第九条の十第四項に規定する政令で定める時は、同条第一項第二号に規定する未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税（以下この条において「国税等」という。）の国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限（次の各号に掲げる国税等（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税等に係る延滞税及び利子税については、その納付又は徴収の基因となつた国税等に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法附則第九条の十第一項各号に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ

使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

7 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

（譲渡割に係る納付委託適状）

第六条の七 法附則第九条の十第四項に規定する政令で定める時は、同条第一項第二号に規定する未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税（以下本条において「国税等」という。）の国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限（次の各号に掲げる国税等（延滞税及び利子税を除く。）については、当該各号に定める時とし、その国税等に係る延滞税及び利子税については、その納付又は徴収の基因となつた国税等に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法附則第九条の十第一項各号に規定する還付金等をいう。以下本条において同じ

。が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。ただし、国税通則法第十条の規定による同法第三十七条第一項に規定する納期限の延長若しくは同法第四十六条第一項の規定による納税の猶予に係る国税等又は所得税法若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があつた日（当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日）以後に生じた還付金等に法附則第九条の十第二項又は第三項の規定を適用するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

一 国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限（以下この条において「法定納期限」という。）後に納付すべき税額が確定した国税等（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第二十条第一項及び第三項に規定する過怠税を含むものとし、第五号に掲げるものを除く。）

当該国税等の国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書又は同法第三十六条第二項に規定する納税告知書（第四号において「納税告知書」という。）を發した時（同法第十六条第一項第一号に規定する申告納税方式による国税等で申告により納付すべき税額が確定したものについては、その申告があつた時）

二及び三 略

四 法定納期限後に納税告知書が發せられた国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる国税 当該納税告知書を發した時

。が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となつた還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。ただし、国税通則法第十条の規定による同法第三十七条第一項に規定する納期限の延長若しくは同法第四十六条第一項の規定による納税の猶予に係る国税等又は所得税法若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納に係る国税につき、当該延長、猶予又は延納の申請又は届出があつた日（当該延長につき申請を要しないときは、当該延長の基因となる理由が生じた日）以後に生じた還付金等に法附則第九条の十第二項又は第三項の規定を適用するときは、当該延長、猶予又は延納に係る期限と当該還付金等が生じた時とのいずれか遅い日とする。

一 国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限（以下本条において「法定納期限」という。）後に納付すべき税額が確定した国税等（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第二十条第一項及び第三項に規定する過怠税を含むものとし、第五号に掲げるものを除く。）

当該国税等の国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書又は同法第三十六条第二項に規定する納税告知書（第四号において「納税告知書」という。）を發した時（同法第十六条第一項第一号に規定する申告納税方式による国税等で申告により納付すべき税額が確定したものについては、その申告があつた時）

二及び三 略

四 法定納期限後に納税告知書が發せられた国税通則法第十五条第三項第二号、第三号又は第五号 に掲げる国税 当該納税告知書を發した時

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 道府県知事は、法附則第十一条第一項に規定する交換により失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの(以下この項において「未登録不動産」という。)については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該従前の家屋が存する土地についての河川法第六条第二項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該従前の家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

3 〽 21 略

22 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第百九条の六第二項第五号に規定する利用目的が同

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

)

第七条 道府県知事は、法附則第十一条第一項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの(以下この項において「未登録不動産」という。)については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

3 〽 21 略

法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十五項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十項に規定する権利設定等（相続又は遺贈による権利の移転を除く。）が行われなかつたものであること。

23| 法附則第十一条第十六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産
- 三 職員の福利及び厚生のために供する不動産
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産

（法附則第十一条の四第四項の改修工事等）

第九条の三 法附則第十一条の四第四項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一 次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅（次項及び次条において「住宅性能向上改修住宅」という。）の法附則第十一条の四第四項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三

（法附則第十一条の四第四項の改修工事等）

第九条の三 法附則第十一条の四第四項に規定する安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものは、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件を満たす改修工事とする。

一 次に掲げる工事に要した費用の額の合計額が、法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅（次項において「住宅性能向上改修住宅」という。）の同条第四項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三

百万円を超える場合には、三百万円）以上であること。

イ）ト 略

二及び三 略

2 法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修工事を行った改修工事対象住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一及び二 略

（法附則第十一条の四第六項の住宅性能向上改修住宅）

第九条の四 法附則第十一条の四第六項に規定する住宅性能向上改修住宅

で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

イ 当該住宅性能向上改修住宅を譲渡する法附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者（次号において「宅地建物取引業者」という。）が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件に該当

するものであること。

ロ 当該住宅性能向上改修住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合するものであること。

二 宅地建物取引業者と特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する保険法

百万円を超える場合にあっては、三百万円）以上であること。

イ）ト 略

二及び三 略

2 法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事を行つた改修工事対象住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一及び二 略

人との間に当該住宅性能向上改修住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2 6 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

電気供給業	略
	汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途
略	略

8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2 6 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

電気供給業	略
	1 汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途
地熱資源開発事業	略
	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途
略	略

8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において

準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

9～11 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ～ニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 貨物自動車運送事業法

第二条第

準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成三十年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

9～11 略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ～ニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第

一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐
車施設（以下この号において「事務所等」という。）が併設さ
れていること。

(ii)及び(iii) 略

(5) 略

へ及びト 略

二 略

3
3
9 略

10 法附則第十五条第七項に規定する新たに製造された車両で政令で定め
るものは、機関車 のうち、貨物鉄道事業に係る輸
送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

11
11
18 略

19 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める
ものは、都市再生特別措置法 第二十五条
に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階
数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準
法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるもの
に限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項
に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する
施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

20
20
30 略

31 法附則第十五条第三十項に規定する避難の用に供する償却資産として
政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十九項に規定

一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐
車施設（以下この号において「事務所等」という。）が併設さ
れていること。

(ii)及び(iii) 略

(5) 略

へ及びト 略

二 略

3
3
9 略

10 法附則第十五条第七項に規定する新たに製造された車両で政令で定め
るものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸
送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

11
11
18 略

19 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める
ものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条
に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階
数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準
法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるもの
に限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項
に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する
施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

20
20
30 略

31 法附則第十五条第三十項に規定する避難の用に供する償却資産として
政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の

する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分

への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

32
～
43
略

44 法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者
当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した
当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特

協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分
をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

32
～
43
略

定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限り。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のも（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二 前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

45 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のも

十一 高齢者向け貸家用専有部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅（区分所有に係る家屋であるサービス付き高齢者向け貸家住宅をいう。以下この条において同じ。）の専有部分でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業（高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業をいう。以下この項及び第十二項から第十四項まで）において同じ。）に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

十二及び十三 略

2 5 6 略

十一 特定貸家基準住居部分 人の居住の用に供するために独立的に区画された貸家住宅の一部分でその床面積が五十平方メートル以上二百平方メートル以下であるものをいう。

十二 特定貸家基準部分 区分所有に係る貸家住宅の専有部分のうち、人の居住の用に供する専有部分でその床面積が五十平方メートル以上二百平方メートル以下であるもの（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち特定貸家基準住居部分であるもの）をいう。

十三 高齢者向け貸家用専有部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅（区分所有に係る家屋であるサービス付き高齢者向け貸家住宅をいう。以下この条において同じ。）の専有部分でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業（高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業をいう。以下この項及び第二十一項から第二十三項まで）において同じ。）に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

十四及び十五 略

2 5 6 略

7 法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、貸家住宅で、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 区分所有に係る貸家住宅 貸家用専有部分に係る特定貸家基準部分

(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供されるものに限る)を有すること。

二 区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅 貸家住宅でその専ら住居として貸家の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。)の床面積の当該貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるもののうち、その床面積が六十平方メートル以上二百平方メートル以下であるもの(共同住宅等である貸家住宅にあつては、その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される特定貸家基準住居部分を有するもの)であること。

8 | 法附則第十五条の八第一項及び第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち法附則第十五条の八第一項に規定する特定市街化区域農地であつた土地で同項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が同項に規定する転用の届出がされた後引き続き所有しているものの面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合が二分の一未満である場合

二 法附則第十五条の八第一項に規定する特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が、その新築した貸家住宅を他の者に譲渡した後再び取得して貸家の用に供している場合

9 | 市町村長は、法附則第十五条の八第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、これらの規定に規定する貸家住宅の敷

地の用に供する土地が次に掲げる土地のいずれかに該当する場合に限り、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであると認めるものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項の許可を受け、かつ、当該許可の内容に適合した宅地の造成がされた土地

二 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。）が施行され、かつ、土地区画整理法第百三条第四項（農住組合法第八条第一項において適用する場合及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分公告がされた土地

三 法附則第二十九条の五第一項又は第三項の確認を受け、かつ、当該確認に係る計画策定等の内容に適合した宅地の造成がされた土地

四 次に掲げる事項につき国土交通大臣の定める基準に適合した優良な宅地の造成がされた土地

イ 宅地としての安全性に関する事項

ロ 道路、給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項

ハ その他優良な宅地の供給に必要な事項

10 前項の申請は、総務省令で定める書類を添付してしなければならない。

11 第四項の規定は、法附則第十五条の八第一項に規定する政令で定める

ところにより算定した額について準用する。この場合において、第四項中「住宅」とあるのは「貸家住宅」と、「居住用専有部分」とあるのは「貸家用専有部分」と、「別荘の用に供する部分を有しない」とあるのは「その全部が貸家の用に供されるもので、別荘の用に供する部分を有しない」と、「基準部分」とあるのは「特定貸家基準部分」と、「百二十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「人の居住の用に供する部分」とあるのは「専ら住居として貸家の用に供する部分」と、「次項」とあるのは「第十二項」と、「基準住居部分」とあるのは「特定貸家基準住居部分」と読み替えるものとする。

12] 法附則第十五条の八第一項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一 専ら住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次号において同じ。）以外の部分を有する貸家住宅

二 専ら住居として貸家の用に供する部分の床面積が百平方メートルを超える貸家住宅（共同住宅等である貸家住宅にあつては、専ら住居として貸家の用に供する部分で特定貸家基準住居部分（その床面積が百平方メートル以下のものに限る。）に該当しないものを有するもの）

13] 法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる貸家住宅の区分に応じ当該各号に定める要件に該当する貸家住宅で、その専ら住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除くものとし、区分所有に係る貸家住宅以外の共同住宅等である貸家住宅にあつては特定貸家基準住居部分、区分所有に係る貸

家住宅にあつては貸家用専有部分に係る特定貸家基準部分に限る。)の床面積の当該貸家住宅の床面積に対する割合(第十五項において「貸家住宅部分の割合」という。)が二分の一以上であるものとする。

一 区分所有に係る貸家住宅 貸家用専有部分に係る特定貸家基準部分(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供されるものに限る。)を有すること。

二 区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅 貸家住宅でその専ら住居として貸家の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。)の床面積の当該貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるものうち、その床面積が六十平方メートル以上二百平方メートル以下であるもの(共同住宅等である貸家住宅にあつては、その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される特定貸家基準住居部分を有するもの)であること。

14 法附則第十五条の八第二項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げる貸家住宅とする。

一 専ら住居として貸家の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。次号において同じ。)以外の部分を有する貸家住宅

二 専ら住居として貸家の用に供する部分で特定貸家基準住居部分に該当しないものを有する共同住宅等である貸家住宅

15 法附則第十五条の八第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

7| 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅で政令で定めるものは、基準部分を有する住宅とする。

8| 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、家屋のうち同項に規定する従前の権利者が所有する同項に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられた部分（次項から第十一項までにおいて「従前の権利に対応する部分」という。）で人の居住の用に供するもの（居住用専有部分に係るものに限るものとし、別荘の用に供する部分を除く。次項及び第十一項において「従前の権利に対応する居住部分」という。）と

一 当該貸家住宅に係る旧農地（法附則第十五条の八第二項に規定する旧農地をいう。以下この項において同じ。）の一部が住宅用地（法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち住宅用地に該当する部分に係る固定資産税額に、当該旧農地の面積の当該貸家住宅の敷地の用に供する土地の面積に対する割合を乗じて得た額に、当該貸家住宅に係る貸家住宅部分の割合が四分の三以上である場合には一・〇、当該割合が二分の一以上四分の三未満である場合には〇・七五を乗じて得た額

二 当該貸家住宅に係る旧農地の全部が住宅用地に該当し、かつ、当該貸家住宅が前項に規定する貸家住宅である場合、当該旧農地に係る固定資産税額に、当該貸家住宅に係る貸家住宅部分の割合が四分の三以上である場合には一・〇、当該割合が二分の一以上四分の三未満である場合には〇・七五を乗じて得た額

16| 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅で政令で定めるものは、基準部分を有する住宅とする。

17| 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものは、家屋のうち同項に規定する従前の権利者が所有する同項に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して与えられた部分（次項から第二十項までにおいて「従前の権利に対応する部分」という。）で人の居住の用に供するもの（居住用専有部分に係るものに限るものとし、別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十項において「従前の権利に対応する居住部分」という。）と

する。

9| 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分で従前の権利に対応する居住部分以外のもの（第十一項において「従前の権利に対応する非居住部分」という。）とする。

10| 法附則第十五条の八第一項に規定する従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分とする。

11| 法附則第十五条の八第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

二 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する非居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

三 法附則第十五条の八第一項に規定する住宅以外の家屋のうち従前の権利に対応する部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

12| 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で

する。

18| 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分で従前の権利に対応する居住部分以外のもの（第二十項において「従前の権利に対応する非居住部分」という。）とする。

19| 法附則第十五条の八第三項に規定する従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものは、家屋のうち従前の権利に対応する部分とする。

20| 法附則第十五条の八第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

二 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅である家屋のうち従前の権利に対応する非居住部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

三 法附則第十五条の八第三項に規定する住宅以外の家屋のうち従前の権利に対応する部分に係るもの 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

21| 法附則第十五条の八第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で

ある貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 略

ロ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け貸家住宅でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第十四項において同じ。）の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるものうち、高齢者向け特定貸家基準住居部分を有するものであること。

13| 法附則第十五条の八第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

14| 法附則第十五条の八第二項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

一及び二 略

15| 第七項から第十一項までの規定は、法附則第十五条の八第三項に規定する住宅で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有し、かつ、人

ある貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 略

ロ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け貸家住宅でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ。）の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるものうち、高齢者向け特定貸家基準住居部分を有するものであること。

22| 法附則第十五条の八第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一及び二 略

23| 法附則第十五条の八第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

一及び二 略

24| 第十六項から第二十項までの規定は、法附則第十五条の八第五項に規定する住宅で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有し、かつ、人

の居住の用に供する部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する部分で政令で定めるもの及び同項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、それぞれ準用する。

16) 略

20) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下であること。

二及び三 略

21) 及び 22) 略

23) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十四項までにおいて同じ。）以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略

24) 略

25) 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル

の居住の用に供する部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの、同項に規定する者が所有する部分で政令で定めるもの及び同項に規定する政令で定めるところにより算定した額について、それぞれ準用する。

25) 略

29) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該家屋の床面積が五十平方メートル以上

二及び三 略

30) 及び 31) 略

32) 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修住宅は、同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第五十三項までにおいて同じ。）以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅

二 略

33) 略

34) 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- 一 当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上

ル以下であること。

二及び三 略

26| 及び 27| 略

28| 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

29| 及び 31| 略

32| 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第二十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

33| 及び 38| 略

39| 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

40| 及び 41| 略

42| 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第二十五項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

43| 及び 46| 略

47| 前各項に定めるもののほか、共同住宅等に共同の用に供される部分がある場合における当該共同住宅等の床面積の算定その他のこの条に規定する床面積の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法附則第十五条の十一第一項の特別特定建築物)

第十二条の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する特別特定建築物で

政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第三号に規定す

であること。

二及び三 略

35| 及び 36| 略

37| 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十九項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

38| 及び 40| 略

41| 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第三十四項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

42| 及び 47| 略

48| 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十九項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

49| 及び 50| 略

51| 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第三十四項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

52| 及び 55| 略

56| 前各項に定めるもののほか、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときの 当該共同住宅等の床面積の算定その他のこの条に規定する床面積の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

る劇場及び演芸場並びに同条第四号に規定する集会場及び公会堂とする⁹⁾

(法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に関する読替え)

第十二条の三 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二条の十三の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」と、同項第二号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」とする。

2) 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」と、同項第二号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有

(法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に関する読替え)

第十二条の二 法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二条の十三の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」と、同項第二号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」とする。

者が納付する義務を負うものとされる額」と、同項第三号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額(当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額)」とする。

(市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等)

第十四条 法附則第十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める農地は、生産緑地法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十九号)の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項に規定する生産緑地地区の区域内の同法第二条第三号に規定する生産緑地(次条第二項第三号において「生産緑地」という。)である農地のうち、次に掲げるものとする。

一 生産緑地法第十条第一項に規定する申出基準日(以下この号及び第三号において「申出基準日」という。)までに同法第十条の二第一項の規定による指定がされなかつた農地であつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日(当該申出基準日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

二 生産緑地法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに同条第一項の規定による期限の延長がされなかつた農地であつて、当該指定期限日の属する年の翌年の一月一日(当該指定期限日が一月一日である

(市街化区域内の農地のうち市街化区域農地以外の農地として取り扱う農地等)

第十四条

場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

三 生産緑地法第十条の六第一項の規定による特定生産緑地の指定の解除がされた農地であつて、当該指定の解除の日（申出基準日前に当該指定の解除がされた場合には、当該申出基準日。以下この号において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定の解除の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

2| 法附則第十九条の二第二項第二号に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。

一 都市計画法第十一条第一項の規定により同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で、同法第五十五条第一項の規定による同法第二十六条第一項に規定する都道府県知事等の指定を受けたもの又は同法第五十九条第一項から第四項までの規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の認可若しくは承認を受けた同法第四条第十五項に規定する都市計画事業に係るもの

二 略

三 都市緑地法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域内の農地

四及び五 略

3| 法附則第十九条の二第三項 に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する通常市街化区域農地

① 法附則第十九条の二第二項 に規定する政令で定める農地は、次に掲げる農地とする。

一 都市計画法 第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で、同法第五十五条第一項の規定による 都道府県知事等の指定を受けたもの又は同法第五十九条第一項から第四項までの規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の認可若しくは承認を受けた同法第四条第十五項に規定する都市計画事業に係るもの

二 略

三 都市緑地法第十二条の規定による 特別緑地保全地区の区域内の農地

四及び五 略

2| 法附則第十九条の二第二項第二号に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する市街化区域農地（以下「市街化区

に係る次に掲げる事情とする。

一及び二 略

4 法附則第十九条の二の二第三項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、法附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地に係る前項各号に掲げる事情とする。

(平成六年度以降において新たに市街化区域農地となる場合の政令で定める事情等)

第十四条の二 略

2 法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一及び二 略

三 生産緑地である

農地に該当しないこととなったこと。

四 前条第一項各号に掲げる農地に該当することとなったこと。

五 前条第二項各号に掲げる農地に該当しないこととなったこと。

3及び4 略

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合等の税額の還付又は充当の手続)

第十四条の三 法附則第二十九条の三(法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。)の規定による税額の還付又は充当は、法第十七条及び第十七条の二の規定の例による。この場合には、当該市街化

域農地」という。)に係る次に掲げる事情とする。

一及び二 略

(平成六年度以降において新たに市街化区域農地となる場合の政令で定める事情等)

第十四条の二 略

2 法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一及び二 略

三 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地に該当しないこととなったこと。

四 前条第一項各号に掲げる農地に該当しないこととなったこと。

3及び4 略

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合等の税額の還付又は充当の手続)

第十四条の三 法附則第二十九条の三(法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。)の規定による税額の還付又は充当は、法第十七条及び第十七条の二の規定の例による。この場合には、当該市街化

区域農地（法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）が市街化区域農地以外の農地となつた日又は法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた日（これらの日が固定資産税及び都市計画税の納付の日以前である場合にあつては、その納付の日）を法第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなす。

（法附則第二十九条の七第五項の市街化区域農地 に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定）

第十四条の六 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の三第一項（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法附則第十九条の三（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 とする。

第一項の表	平成五年度に	特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。以下この項において同じ。）に
	平成六年度	特定市となつた年度

区域農地 　　が市街化区域農地以外の農地となつた日又は法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた日（これらの日が固定資産税及び都市計画税の納付の日以前である場合にあつては、その納付の日）を法第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなす。

（法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定）

第十四条の六 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の三第一項（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法附則第十九	平成五年度に	特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において中表以外の部分）
法附則第十九	平成六年度	特定市となつた年度

	平成七年度	特定市となつた年度の翌々年度
	平成八年度	特定市となつた年度の翌々年度
	平成九年度	特定市となつた年度から起算して三年度を経過した年度

2 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地について、前項の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定を適用する場合には、法附則第十九条の三第二項及び第三項（法附則第二十七条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定は適用せず、法附則第二十一条の二第一項及び第二十七条の四の二第一項中「附則第十九条の三第三項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十四条の六第一項」と、「同条第一項ただし書」とあるのは「附則第十九条の三第一項ただし書」とする。

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第六項及び第二十七条の二第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十九条の四第六項	市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の	市街化区域農地
-------------	--	---------

条の三第一項の表	平成七年度	特定市となつた年度の翌々年度
	平成八年度	特定市となつた年度の翌々年度
	平成九年度	特定市となつた年度から起算して三年度を経過した年度

2 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地について、前項の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定を適用する場合には、法附則第十九条の三第二項及び第三項

の規定は適用せず、法附則第二十一条の二第一項及び第二十七条の四の二第一項中「附則第十九条の三第三項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十四条の六第一項」と、「同条第一項ただし書」とあるのは「附則第十九条の三第一項ただし書」とする。

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第六項及び第二十七条の二第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法附則第十九条の四第六項	市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第三項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の	市街化区域農地
--------------	--	---------

<p>規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第六項において同じ。に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p>	<p>市街化区域設定年度から</p>
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行令」という。）附則第十四条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項ただし書</p>	<p>特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における</p>	<p>特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における</p>

<p>規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第六項において同じ。に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p>	<p>市街化区域設定年度から</p>
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行令」という。）附則第十四条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項ただし書</p>	<p>特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における</p>	<p>特定市となつた年度（平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における</p>

<p>4 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第二十九条の五</p> <p>の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第二十 七条の二第 六項</p>	<p>市街化区域設定年度</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項本文</p>	<p>る当該年度をいう。附則第二十七条の二第六項において同じ。)から</p>
	<p>市街化区域設定年度(旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域につい</p>	<p>市街化区域設定年度(旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域につい</p>	<p>特定市となつた年度</p>	<p>施行令附則第十四条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項本文</p>

<p>4 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第二十九条の五</p> <p>一項から第十九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>法附則第二 十七条の二 第六項</p>	<p>市街化区域設定年度</p>	<p>前条第三項において準用する同条第一項本文</p>	<p>る当該年度をいう。附則第二十七条の二第六項において同じ。)から</p>
	<p>法附則第二十九 条の五 第一項</p>	<p>市街化区域設定年度(旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域につい</p>	<p>市街化区域設定年度(旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域につい</p>	<p>施行令附則第十四条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項本文</p>

<p>て定められたことその他の政令で定める事由の生じた日（以下この条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）分</p>	<p>市街化区域設定年度の翌年度分</p>	<p>所有者が市街化区域設定日</p>
<p>て同じ。）分</p>	<p>特定市となつた年度の翌年度分</p>	<p>特定市となつた年度に所有者が特定市となつた日（当該市街化区域農地が都の区域（特別区）の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏</p>

<p>て定められたことその他の政令で定める事由の生じた日（以下この条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）分</p>	<p>市街化区域設定年度の翌年度分</p>	<p>所有者が市街化区域設定日</p>
<p>て同じ。）分</p>	<p>特定市となつた年度に</p>	<p>所有者が特定市となつた日（当該市街化区域農地が都の区域（特別区）の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏</p>

宅地化農地について市街化	日 市街化区域設定年度の初日の属する年の十二月三十一日	
宅地化農地について特定	十一日 特定市となった年度の初日の属する年の十二月三十一日	内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する土地となった日という。以下この項において同じ。）

宅地化農地について市街化	日 市街化区域設定年度の初日の属する年の十二月三十一日	
宅地化農地について特定	十一日 特定市となった年度の初日の属する年の十二月三十一日	内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する土地となった日という。以下この項において同じ。）

月一日	の一月一日
市街化区域設定年度の翌々年度分	特定市となつた年度の翌々年度分

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一及び二 略

三 法附則第十七条第八号イに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得

た額

四十六 略

十七 法附則第二十六条第一項に規定する前年度分の都市計画税の課税

月一日	の一月一日
市街化区域設定年度の翌々年度分	特定市となつた年度の翌々年度分
法附則第二十九条の五	特定市となつた年度の翌年度
第十八項	附則第二十九条の五に規定する市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四及び第二十七条の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一及び二 略

三 法附則第十七条第八号イに規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、法第三百四十九条の三の二、附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得

た額

四十六 略

十七 法附則第二十六条第一項に規定する前年度分の都市計画税の課税

標準額に、法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額
十八〜二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十一年度から平成三十二年まで の各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度一般農地等」という。）と同条第六項第三号に掲げる農地で平成三十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成三十二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成三十二年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する

標準額に、法第三百四十九条の三（第二十項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定に定める率を乗じて得た額
十八〜二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成二十七年から平成二十九年まで の各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成二十七年に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十七年一般農地等」という。）と同条第六項第三号に掲げる農地で平成二十八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十八年度一般農地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる農地で平成二十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十九年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する

類似土地をいう。次項第二号において同じ。)が平成三十年度一般農地等にあつては平成二十九年、平成三十一年度一般農地等にあつては平成三十年、平成三十二年一般農地等にあつては平成三十一年に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。)において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成三十年一般農地等にあつては平成三十年、平成三十一年一般農地等にあつては平成三十二年の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成三十年から平成三十二年まで、の各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合に於いて、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

類似土地をいう。次項第二号において同じ。)が平成二十七年一般農地等にあつては平成二十六年、平成二十八年一般農地等にあつては平成二十七年、平成二十九年一般農地等にあつては平成二十八年に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。)において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十七年一般農地等にあつては平成二十七年、平成二十八年一般農地等にあつては平成二十九年の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成二十七年から平成二十九年まで、の各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合に於いて、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成三十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成三十年度から平成三十二年まで の各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十七年に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十八年に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十七年から平成二十九年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区並びに同項の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十

九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項及び第五十四条の四十五第二項第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五項並びに第十一条の二第二項第二号の規定を適用する。

2
略

九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第二十三項及び第二十四項並びに附則第十一条の二第二項第二号の規定を適用する。

2
略

（東日本大震災に係る不動産取得税の特例の適用を受ける不動産の範囲等）

第三十一条の二 法附則第五十一条の二第二項に規定する政令で定める鉄道施設は、次に掲げる要件の全てを満たす鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。第三号において同じ。）とする。

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村が作成した市街地の移転に関する計画に従つて建設されるものであること。

二 被災鉄道施設（法附則第五十一条の二第二項に規定する被災鉄道施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の敷地以外の土地に建設されるものであること。

三 被災鉄道施設に代わるものと法附則第五十一条の二第二項に規定する道府県知事が認める鉄道施設（次号及び次項において「代替鉄道施設」という。）に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供される路線の起点から終点までの距離が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離の百分の百二十以下

であること。

四 代替鉄道施設に係る鉄道事業の線路の単線又は複線の別が、被災鉄道施設に係る鉄道事業の線路と同一であること。

2 法附則第五十一条の二第二項に規定する政令で定める割合は、被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積に第一号に掲げる距離の第一号に掲げる距離に対する割合を乗じて得た面積（当該面積が当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積以下である場合には、当該被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積）の代替鉄道施設の敷地の用に供する土地の面積に対する割合（当該割合が一を超える場合は、一）とする。

一 代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

二 被災鉄道施設に係る鉄道事業の用に供されていた路線の起点から終点までの距離

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

4 鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等）

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等）

第三十三条 略

2514 略

15 法附則第五十六条第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係る家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額
- 二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によ

第三十三条 略

2514 略

15 法附則第五十六条第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係る家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額
- 二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によ

ることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

16
16
23
略

24 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額と

ることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額

に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額

に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

16
16
23
略

24 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）に、対象区域内家屋の床面積（当該対象区域内家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該対象区域内家屋の専有部分の床面積とし、当該対象区域内家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該対象区域内家屋に係る持分の割合を当該対象区域内家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり

する。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額

に、対象区域内家屋の床面積（当該対象区域内家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該対象区域内家屋の専有部分の床面積とし、当該対象区域内家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該対象区域内家屋に係る持分の割合を当該対象区域内家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額

、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)に、対象区域内家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋(以下この号において「特例適用家屋」という。)に係る固定資産税額(特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額)又は都市計画税額(特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)に、対象区域内家屋の床面積(当該対象区域内家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

25
30
略

に、対象区域内家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、一)をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋(以下この号において「特例適用家屋」という。)に係る固定資産税額(特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額)又は都市計画税額

に、対象区域内家屋の床面積(当該対象区域内家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

25
30
略

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)

第三十三条の二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法附則第五十六条

の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

第二条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号））

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。</p> <p>2 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。</p> <p>3 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（道府県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。</p> <p>2 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出</p>

があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十八年五月二日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

2 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年十月三十一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延

2 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成二十九年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

3 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項の規定による申告書の提出について、平成三十一年四月三十日 後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項の納期限（納期限の延

長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

第三条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

改正後	改正前
<p>第五十八條の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第四項において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。</p> <p>3 5 略</p> <p>6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について準用する。</p>	<p>第五十八條の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税</p> <p>については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（以下のこの条において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類</p> <p>に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。</p> <p>3 5 略</p> <p>6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。</p>

第四条による改正（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号））

改 正 後	改 正 前
<p>（法人の住民税の均等割が非課税となる法人）</p> <p>第二十三条 法第二十九条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）</p> <p>を通じて国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外国居住者等とする。</p> <p>2 法第二十九条第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等 を通じて国際運輸業を営む外国法人である外国居住者等とする。</p>	<p>（法人の住民税の均等割が非課税となる法人）</p> <p>第二十三条 法第二十九条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）に該当する恒久的施設（法第二条第七号に規定する恒久的施設をいう。次項において同じ。）を通じて国際運輸業（法第二条第九号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外国居住者等とする。</p> <p>2 法第二十九条第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等に該当する恒久的施設を通じて国際運輸業を営む外国法人である外国居住者等とする。</p>

<p>改 正 後</p>	<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文又は」とあるのは「、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文又は同法」とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「九年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文又は」とあるのは「、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文又は同法」とする。</p>

<p>改 正 後</p>	<p>附 則</p> <p>（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十五条 地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子又は同項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払について道府県民税の利子割を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の九の規定により特別徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同項第二号又は第十号ロに定める 者の営業所等（同法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の所在する道府県内に当該利子の支払をする者又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務（同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう。）の委託を受けた者の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、これらの 者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>附 則</p> <p>（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十五条 地方税法施行令第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子割を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の九の規定により特別徴収の方法によって徴収しようとする場合において、同項に掲げる利子の支払の取扱いをする者の営業所等（同法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下同じ。）の所在する道府県内に当該利子の支払をする者 の営業所等が所在するときは、当分の間、同法第七十一条の十第一項の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに当該利子割を徴収させるものとする。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）附則第十五条」とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。</p> <p>（中略）</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改める。</p> <p>第九条の七第五項中「第九十七条第五項第一号」を「第九十五条の二」に改め、同条第七項中「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同項ただし書中「按分して」を「按分して」に改め、同条第十項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十一項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第二十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十九項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。</p> <p>（中略）</p>

第四十八条の九の八の次に次の一条を加える。

（法第三百二十一条の二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等）

第四十八条の九の九 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

2 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。以下この項において「当初賦課決定」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初賦課決定に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正（以下この項及び次項において「減額更正」という。）前に賦課した税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第三百二十一条の二第四項に規定する増額更正（以下この項及び次項において「増額更正」という。）に基因して変更した税額から当該増額更正前に賦課した税額を控除した税額

ロ 減額更正前に賦課した税額から増額更正前に賦課した税額を控除した金額（増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、当該減額更正前に賦課した税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 減額更正前に賦課した税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当該増額更正に基
因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額

三 減額更正前の還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちい
れか少ない税額

イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から増額更正に基
因して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額

ロ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から減額更正前の還
付金の額に相当する税額を控除した税額

4 法第三百二十一条の二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、次に掲げる市町村民税とする。

一 法第三百二十一条の二第三項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正に基因して変更した不足税額に相当する市町村民税

二 減額更正が更正の請求に基づくものである場合において、当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに増額更正に基因して変更

第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

(中略)

第五十七条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第四十八条の十三第二項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額
並びに法第五十三条第	及び都民税の控除限度額
並びに法	並びに法

した税額に係る納税通知書が発せられたときの法第三百二十一条の二第四項に規定する追徴すべき不足税額に相当する市町村民税（前号に掲げる市町村民税を除く。）

第四十八条の十三第五項中「第九十七条第五項第一号」を「第九十五条の二」に改め、同条第八項中「百分の九・七」を「百分の六」に改め、同条第十一項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十二項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第十三項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十四項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十三項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第二十四項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第三十項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

(中略)

第五十七条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第四十八条の十三第二項	、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額
並びに法第五十三条第	及び都民税の控除限度額
並びに法	並びに法

額の合計額	合計額
-------	-----

略

第五十七条の二の五の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の六 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

略

2 第三十五条の四の六第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

(中略)

(削る)

(後略)

附則

額の合計額	合計額
-------	-----

略

第五十七条の二の三の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

略

2 第三十五条の四の六第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

(中略)

附則第三十三条の二の見出しを「(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十四条とする。

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四の二 略

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定

並びに第九条並

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四の二 略

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定並びに第九条並

びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日
四の四く十三 略

(事業税に関する経過措置)

第四条 略

2 平成三十二年における地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。)に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の六第一項、第五十七条の二の六及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の
--------------	------------------	--

びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日
四の四く十三 略

(事業税に関する経過措置)

第四条 略

2 平成三十二年における地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。)に係る新令第三十五条の四の五、第三十五条の四の六第一項、第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の六第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の
--------------	------------------	--

第五十七條の の表八月の項	第五十七條の 二の七第一項	前年度三月	同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数	第五十七條の 二の七第一項	第三十五條の 四の六第一項 の表十二月の 項及び三月の 項並びに第五 十七條の二の 六	百分の五・四	略	七十六に規定する各市町村の市町村 民税の法人税割額
	百分の五・四							
百分の五・四	百分の二・四	前年度十月	人税割額	平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四條第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四條第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額	百分の二・四	百分の二・四		

第五十七條の の表八月の項	第五十七條の 二の五第一項	前年度三月	同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数	第五十七條の 二の五第一項	第三十五條の 四の六第一項 の表十二月の 項及び三月の 項並びに第五 十七條の二の 四	百分の五・四	略	七十六に規定する各市町村の市町村 民税の法人税割額
	百分の五・四							
百分の五・四	百分の二・四	前年度十月	人税割額	平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四條第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四條第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額	百分の二・四	百分の二・四		

二の七第一項 の表十二月の 項及び三月の 項		3 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第三十五条の 四の六第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の 二の七第一項	を同項	の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各

二の五第一項 の表十二月の 項及び三月の 項		3 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第三十五条の 四の六第一項	を同条	の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条
第五十七条の 二の五第一項	を同項	の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項に規定する各

		<p>市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四条第四項</p>
<p>4 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第三十五条の四の六第一項</p>	<p>を同条</p> <p>の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の七第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分</p>

		<p>市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五条第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分</p>
<p>4 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第三十五条の四の六第一項</p>	<p>を同条</p> <p>の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分</p>

5 略		第五十七條の二の七第一項	
		を同項	
	の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条 の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五條第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項		
5 略		第五十七條の二の五第一項	
		を同項	
	の二に相当する額を同項の規定により読み替えられた同条 の三分の一に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び法第五條第二項第一号に掲げる税のうち法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額で、同欄に掲げる額の三分の二に相当する額を平成二十八年地方税法等改正法附則第六條第四項の規定により読み替えられた法第七百三十四條第四項		